

## イギリスの職域年金制度<sup>1)</sup>

小野 正昭

### ■ 要約

イギリスの公的年金は、基礎年金+付加年金(所得比例年金)の2階建て構造であり、将来の給付水準は2000年前後をピークに低下していくことが予測されている。

職域年金制度は現在10万弱であり減少傾向であるが、「閉鎖」や「凍結」を実施している例が多い。これには、2000年以降の投資環境の悪化とともに、2005年から本格適用された引退給付に関する新会計基準が影響していると考えられる。

職域年金制度は、公的年金のうち付加年金の適用除外を選択することができ、多くの制度が選択している。しかし、公的年金制度の改正が適用除外の仕組みを通じて職域年金の設計基準を複雑化させ、現在は日本を凌ぐ複雑な制度となっている。

企業倒産等に伴い積立不足の制度が破綻し、受給権が保全されないケースが頻発し、政府もいくつかの対策を講じた。2004年11月に成立した「2004年年金法」は、その集大成であり、年金制度への信頼を取り戻すための施策が盛り込まれている。一方で、事業主が年金制度の提供を回避する懸念から、職域年金制度の義務化といった議論もあり、今後も注目される。

### ■ キーワード

適用除外、財務報告基準第17号(FRS17)、2004年年金法

## I 企業年金の役割

### 1. 職域年金制度の特徴

イギリスの公的年金は、基礎年金+付加年金の2階建て構造となっている。基礎年金は、満額で単身79.60£/週、夫婦127.25£/週である(2004/05年度)。1986年の改正により、基礎年金の給付水準は、従来の賃金連動から物価連動となり、結果として所得代替率は低下した。一方、付加年金は1975年の改正により公的所得比例年金として導入された。給付算定式は当初、

$$\frac{25\%}{20\text{年}} \times \text{適用年数} \times \text{平均対象所得}$$

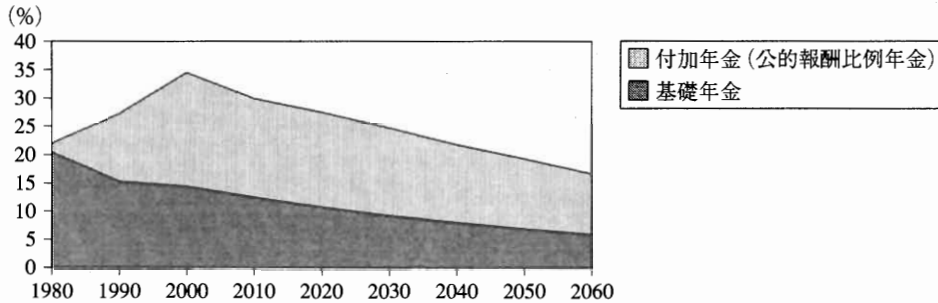
であり(適用年数の上限は20年)、平均対象所得

の25%が満額となっていた。1986年の改正で、算定式は最終的に

$$\frac{20\%}{49\text{年}} \times \text{適用年数} \times \text{平均対象所得}$$

に近づくこととされ(適用年数の上限も合わせて伸長)、給付水準が徐々に低下している。

図1は、政府アクチュアリー庁による将来の公的年金給付水準の予測であり、2000年前後をピークに給付水準が低下していくことが確認できる。さらに、裁定後の年金は物価上昇率によって改定されるのみであり、特に低所得者層にとって、引退後の給付水準は経済の繁栄(賃金水準の上昇)を享受できない構造となっている。反面、高齢化の進行にもかかわらず、将来の保険料率は安定的に推



出所：第22回年金財政講座「イギリスにおける年金制度改革の方向と見通し」(講師：Christopher Daykin, Government Actuary), 厚生年金基金連合会, 1999年8月

図1 平均レベルの所得に対する年金裁定額の割合 (男性)

移する見込みである。

イギリスで留意すべきことは、このような社会保険制度としての公的年金制度のほかに、冬期燃料費、ペンション・クレジット、住宅給付、地方税給付といった保険料の拠出に基づかない給付の存在である。特にペンション・クレジットは2003年に現在の姿になり、従来の最低所得保証を継承した保証クレジットと、企業年金や貯蓄奨励のための制度である貯蓄クレジットとで構成されている、資力調査付の給付である。

最低生活保障である保証クレジットの保障額は、単身で105.45£/週、夫婦で160.95£/週(2004/05年度)であり、基礎年金の水準と逆転している。1997年に発足したブレア政権は、逆転した格差を是正すべく、基礎年金水準を物価上昇に上回る率で引き上げてきた。さらに2000年の年金改革によって、2002年から付加年金である公的所得比例年金を公的2年金に変更、従来所得水準にかかわらず一律に適用していた年金支給率を所得区分に応じて設定することにより、低所得者に厚い設計に変更している。

公的年金の給付水準が低いと、イギリスにおいては職域年金が労働者の引退所得保障の面で重要な役割を果たす。イギリスの給付建て制度は、米国のそれと比べると、次節で述べる適用除外のほか、以下のような特徴を持っている。

- 受給権は2年で付与される
- 年金の生計費調整が義務付けられている
- 支給率は期間比例で設計される

特にイギリスの年金制度では、生計費調整を義務化されているのが特徴的である。給付の発生時期により取扱いが異なるが、1997年4月以降の勤務に対応して発生する年金に関しては、受給待期間を含めて上限5%の物価スライドを行なう必要がある。これは、給付建て制度のみならず、拠出建て制度にも適用される。

## 2. 職域年金制度の実施状況

職域年金監督機構(OPRA)が公表した2004年3月末時点の職域年金の制度数は、表1のとおりである<sup>2)</sup>。これによれば、イギリスにおける稼働中の職域年金制度は10万弱であり、2003年度中に約6.4%の減少となっている。稼働中制度94,535のうち民間セクターの制度93,768の加入者規模別、給付形態別の内訳は、表2のとおりである。

混合制度も給付建て制度に含めると、イギリス全体で約1万3,000の給付建て制度が存在することになり、約3万の米国の半分弱ということになる。これらの数値だけを見ると、年金制度の変化は比較的緩やかなものにも見える。しかし、この「稼働中」の制度が問題となってくる。

例えば英国航空(BA)は2002年5月10日、年金

表1 OPRAが管理する制度

区分	2004/3/31	2003/3/31	2002/3/31
「稼動中」の制度*	94,535	101,014	103,602
終了した制度	77,032	68,527	61,126
現在、主たる事業主が清算中の制度	6,479	5,640	5,189
OPRAに登録不要な制度(例:加入者が1名の制度)	42,312	39,420	37,232
追跡可能な住所のない制度	3,164	3,701	6,356
事業主または制度受託者が不明な制度	1,733	1,783	1,812
統合された制度	1,830	1,794	1,742
合計	227,085	221,879	217,059

\* 「稼動中」とは、新規加入者に門戸を開いている「活動的(active)」制度、新規加入者が加入できない「閉鎖中(closed)」制度、「凍結(frozen)」された制度、および終了手続き中の制度を含む。

出所：OPRA

注：OPRAが上記計数を把握しているのは、年金制度の(元)加入者に対して、過去の加入記録を提供する機能を持っているからであると考えられる。

表2 加入者規模別、給付形態別の内訳(2004年3月31日現在：括弧内は2003年3月31日)

総加入者数	拠出建て制度	給付建て制度	混合制度	不明
2- 11	64,275(67,990)	2,552 (2,812)	1,969 (2,099)	7,041(7,723)
12- 99	6,354 (7,209)	3,085 (3,482)	407 (450)	792 (928)
100- 999	1,783 (1,870)	3,196 (3,323)	460 (476)	246 (261)
1,000-4,999	231 (222)	722 (735)	178 (181)	36 (31)
5,000-9,999	33 (29)	125 (127)	35 (32)	10 (11)
10,000+	21 (19)	154 (149)	48 (49)	15 (15)
合計	72,697(77,339)	9,834(10,628)	3,097(3,287)	8,140(8,969)

出所：OPRA

制度を変更し新規加入者には拠出建て制度を提供する、と発表している<sup>3)</sup>。なお、既に給付建て制度の適用を受ける加入中の者には従来どおり最終給与比例の給付建て制度が適用される。この決断には、株式市場の低迷や、同時多発テロ以降の厳しい経営環境のほかに、後述の企業年金に関する会計基準の変更(FRS17)があったと考えられる。同社の年金制度は、1995年年金法により導入された最低積立要件は満たしているものの、FRS17による2002年3月末時点の積立不足が3.94億£あり、FRS17の導入が制度変更の要因に挙げられている。

また、コンサルティングアクチュアリー協会が2003年3月に公表した資料<sup>4)</sup>によると、調査対象と

なった給付建て制度のうち72%が新規加入を認めていないか(63%)、今後の給付発生を認めていない(9%)、とされている。つまり、「稼動中」の制度の多くが新規加入者の排除や今後の給付発生凍結によって、制度終了に向かい秒読みを開始した、とも言えるのである<sup>5)</sup>。

## II 適用除外と制度の複雑化

イギリスの年金制度は、一定の要件を満たせば、公的年金のうち所得比例である付加年金の適用除外(加入の免除)を選択することができる。適用除外を選択すれば、公的年金のうち付加年金にかかる保険料を負担する必要がなくなるが、この保険

料を「リベート」という。

### 1. 適用除外制度の概況

付加年金の適用者のうち、適用除外の適否、および適用除外制度の形態別に見た内訳は、2000～2001年度時点で、表3のとおりである。

付加年金が導入された1978年以降、上記の比率は図2のとおり推移している。割合が大きく変

表3 適用除外の内訳

適用除外	(千人)
適用除外	14,332
適格個人年金	5,727
拠出建て制度	316
混合制度	413
給付建て制度(民間セクター)	3,321
給付建て制度(公共セクター)	4,556
付加年金適用者	9,082
合計	23,414

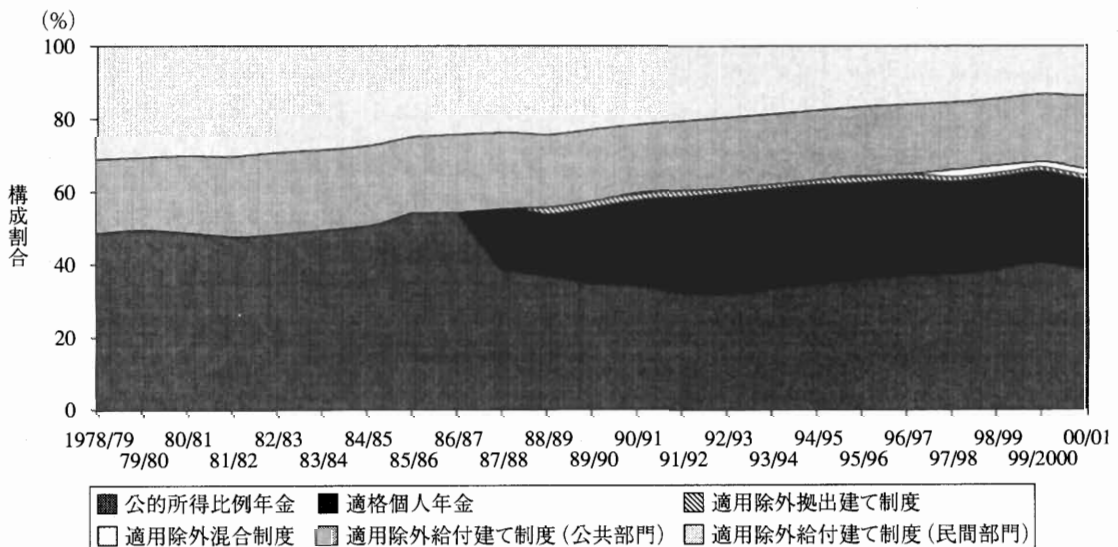
出所：“Second Tier Pension Provision 1978/79 to 2000/01”, Department for Work and Pensions, December 15, 2003

わったのは、拠出建て制度(マネーパース制度や適格個人年金)による適用除外が認められるようになった1986年改革時点であり、サッチャー政権の期待どおり、付加年金に残留する者が減少している。

また、表4は、政府アクチュアリー庁による2000年時点の調査結果に基づく適用除外の状況である。これによれば、規模の大きな制度ほど、適用除外とする傾向が、特に給付建て制度において顕著であることが見て取れる。全国年金基金協会(NAPF)調査(2001年時点)においても、加盟年金基金の加入者ベースの適用除外の割合は、給付建て制度で91%、マネーパース制度で68%とされている。

適用除外には、概ね次の3つの方法がある。1978年の付加年金導入当時は、給付建て制度のみであったが、1986年改正で他の2つの方法による適用除外の道が開かれた。

- 適用除外給付建て(職域)制度の適用を受ける
- 適用除外拠出建て(職域)制度の適用を受ける



出所：DWP

図2 所得比例年金の加入者の内訳 (課税年度別)

- 適格個人年金またはステークホルダー年金を選択する

適用除外の職域年金制度を提供する事業主のもとであっても、職域制度に加入せずに個人単位で個人年金制度を用いた適用除外を選択できる。

## 2. 適用除外の要件

### (1) 適用除外給付建て制度

1997年3月までの加入期間に関しては、すべての加入者に最低保証年金(GMP)を保証しなければならない。GMPは、粗くいえば、適用除外でなかったとした場合に、付加年金から支給されたであろう年金給付を意味する。1988年度以降の期間に係る給付に関しては、雇用主に3%の上限で小売物価指数に沿ったGMP部分の増額が義務付けられ、これを超えるインフレ連動部分は国から支給されることとなった。

1997年4月以降の加入期間に関しては、GMPテストは廃止され、制度全体の給付水準テストを満たせばよいこととされた。具体的には、1995年年金法に基づく老齢・遺族年金のベンチマーク給付(基準制度)に比べ、90%以上の者の給付が同等以上で、かつ、給付水準が基準制度の100%以上になっている必要がある。なお、基準制度テストの採用により、職域年金のインフレ調整(5%上限)は給付全体に及ぶこととなり、1997年4月以降の

加入期間にかかる付加年金部分には、国からのインフレ補填的措置がなくなった。

### (2) 適用除外拠出建て制度

事業主は、すべての加入者について一律の料率によるリベート保険料相当額の掛金を制度に払い込まなければならない。内国歳入庁は年1回、これに加えて年齢に基づく付加リベートを制度に払い込む。なお、リベート部分は別管理され、退職時に終身年金の購入に充てられなければならない。加入者が支給開始年齢前に死亡した場合には、その遺族に給付される。また、1997年4月以降の積立分は、5%上限の小売物価指数に連動するインフレ調整が行われなければならない。

### (3) 適格個人年金およびステークホルダー年金

適用除外の対象となる個人年金は、適格個人年金と呼ばれる。リベート保険料だけで運営される個人年金も認められる。ステークホルダー年金を使った適用除外は、2001年4月から可能となっている。リベート料率を含め、適用除外の内容は個人年金によるものと同じとされた。

ここでステークホルダー年金について、補足しておく。ステークホルダー年金は、2000年の年金改革における目玉の1つであり、本質的には拠出

表4 適用除外(民間部門・規模別制度数)

総加入者数	給付建て制度		混合制度		拠出建て制度	
	適用除外	非適用除外	適用除外	非適用除外	適用除外	非適用除外
2- 11	2,740	17,700	1,040	—	3,780	51,900
12- 99	2,270	2,600	145	—	917	3,720
100- 999	3,260	578	294	—	241	792
1,000-4,999	675	120	55	—	110	77
5,000-9,999	119	11	36	—	7	
10,000+	169	7	36	—		
合計	9,230	21,000	1,610	72	5,060	56,500

出所：“Occupational pension schemes 2000 Eleventh survey by the Government Actuary”, GAD, April 2003

建ての個人年金である。ステークホルダー年金を導入するまでもなく、個人年金は適格個人年金をはじめとしてすでに存在し、適用除外も可能である。にもかかわらず、ステークホルダー年金を導入する背景には、1980年代後半の個人年金の不当販売問題への反省がある。1986年社会保障法により適用除外が拠出建ての職域年金および個人年金に拡大された際、保険会社は個人年金の販売攻勢をかけた。この結果、約600万人が個人年金に加入したが、そのなかには保険会社の勧誘によって職域年金を脱退して個人年金に加入した者も含まれていた。ところが、これらの者にとって、職域年金に加入していた方が有利な場合が多く、社会問題化した。政府は、この問題への反省を込めて、以下のとおりステークホルダー年金の基準を作成した。

- 年間の手数料は資産の1%を超えない
- ステークホルダー年金制度間の移転に際して追加手数料を課さない

- 最低掛金を設定する場合、金額は20ポンドを超えることはできない
- 制度は加入者が投資選択を行わなかった場合に対応して、デフォルトの投資オプションを操供しなければならない

特に手数料に関しては、従来型の個人年金に比べて低廉に設定されており、これを販売する保険会社を中心としたステークホルダー・プロバイダーは、一定以上の規模の確保や対面セールスの縮小等の対応を迫られている。

5人以上の従業員を擁する事業主は2001年10月から、給付建て制度等を提供していない場合、従業員にステークホルダー年金を提供する義務が生じ、従わない場合には最高5万ポンドの罰金を科される。ところが、現在のところ、この制度の導入状況は必ずしも芳しいものではない。雇用年金省の2003年の調査によれば、ステークホルダー年金制度の3/4は加入者がいないとされ、制度導入に対する意識の低さが窺われる。

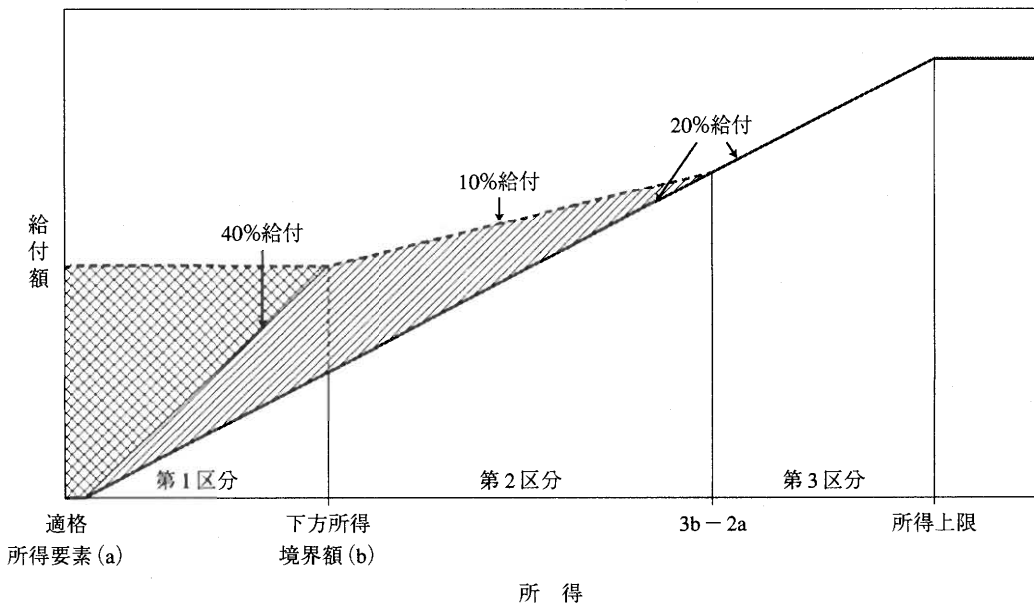


図3 付加年金の改正

### 3. 付加年金の改正と適用除外制度

2002年4月の付加年金の改正(公的所得比例年金から公的2年金へ)に伴って、上記3つの適用除外制度の定義が若干変更となった。付加年金は満額年金の場合、対象所得の20%であったが、公的2年金への変更により、低所得層に厚い給付に変更された。図3の斜線部分および網掛部分が従来の付加年金に追加されたことになる。

この改革によって、年金の制度形態ごとに適用除外の範囲が異なってくることになる。すなわち、職域年金制度の場合、拠出建て、給付建てを問わず、適用除外制度が給付する公的年金は、公的2年金のうち公的所得比例年金相当額とみなされ、前記2つの増額部分は、別途国から支給される。一方、適格個人年金およびステークホルダー年金は、増額部分のうち支給率改定部分(斜線部分)が適用除外とされ、国から支給されるのは見做し所得部分(網掛部分)のみとなる。

この結果、1997年に一旦断ち切られた公的年金とのリンクが、公的2年金の導入時点から形を変えて復活することになった。また、適格個人年金やステークホルダー年金の適用除外の範囲に支給率改定部分が追加されたため、これらの制度にかかるリポートは、特に所得の低い部分に厚くなる。すなわち、下方所得境界額までの所得に関しては、支給率が2倍になるため、リポートも従来基準の2倍となる。このことが、ステークホルダー年金が中低所得層をターゲットとしているといわれている理由の1つと考えられる。

### 4. 制度の複雑化

以上のとおり、イギリスの職域年金制度は、公的年金制度との係わりを抜きにして語るができない。公的年金の度重なる改定が適用除外制度を通して職域年金制度の設計に影響し、給付建て制度の管理は複雑を極める。例えば、1986年改正による付加年金の制度変更(支給率の変更と満

額年金までに要する期間の増加)、欧州裁判所による男女の支給開始年齢の格差是正命令等が複雑化の要因とされる。

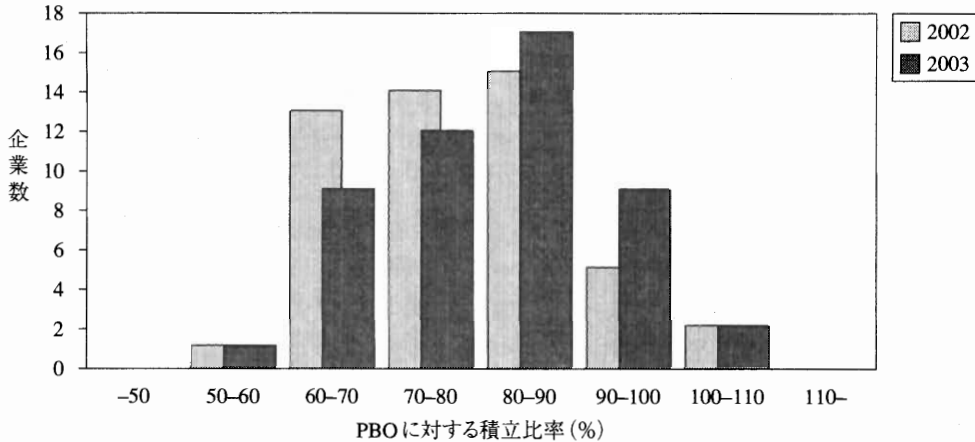
適用除外の範囲や基準は年度ごとに異なるため、年金の給付額は加入期間の履歴を把握していないと定まらない。例えば、ある加入者が1970年から2010年までの40年間在職したとする。この者の年金額は、1997年までの加入期間に関してはGMP部分とそれ以外を分別管理する。GMP部分は1978年から1988年まではスライドなし、それ以降1997年までは上限3%の物価スライドとなる。GMP以外の部分は年金規定が定めるスライドに従う。1997年以降2005年までは上限5%の物価スライド、2005年以降は上限2.5%の物価スライド<sup>6)</sup>といった具合である。加えてイギリスの職域年金は、いわゆる年金分割に対応しなければならない<sup>7)</sup>。このような事情が、2002年12月に公表された年金制度簡素化の提言の背景にあると考えられる。

## III 企業年金を取り巻く環境変化

### 1. 年金財政の悪化

米国に比べると寛大な年金制度ゆえに、2000年以降の株式市場の低迷、2000年11月にイギリス会計基準審議会から公表された財務会計基準第17号(FRS17)等が給付建て制度に与えた影響は、甚だしいものがある。

2005年に全面適用されるFRS17に関しては後述するが、この新会計基準による積立不足が深刻である、とされる。例えば、Lane Clark & Peacockの調査によると、FTSE100に含められる給付建て制度を持つ90の企業に関する、企業年金の2003年7月時点の新会計基準でみた積立不足は、1年前の推計値250億£から550億£に増加している。これは、積立水準にすると約80%ということとなり、この1年で悪化した(2004年7月時点の推計では



出所：Accounting For Pensions UK and Europe Annual Survey 2004, Lane Clark & Peacock LLP August 2004

図4 FRS17に基づく12月時点の報告数値

84%に上昇)。また、Mercer Human Resource Consultingによると、同時期のイギリス全体の年金制度の積立不足は、3,000億£に達すると推計されている。2003年度は、運用パフォーマンスが好調に転じたものの、金利低下による割引率の低下により、積立状況は思ったほど好転していない、とされる(図4：調査対象企業はFTSE100)。

## 2. 従業員給付に関する新会計基準

### (1) 財務報告基準第17号制定の経緯

退職給付に関する従来の会計基準は、会計実務基準報告書第24号(SSAP24)「年金費用の会計」といわれ、1988年に制定された。この基準はいわゆる長期アプローチに基づくものであり、当時の改訂前の国際会計基準第19号には準拠しているものの、いわゆる市場アプローチといわれる米国会計基準とは異なるものであった。

1998年2月に国際会計基準委員会(現国際会計基準審議会)が、米国の会計基準に近く、かつ一層規範的とされる国際会計基準第19号(改訂)「従業員給付」を公表したことにより、イギリスの退職給付会計基準は見直しを迫られることとなった。イギリス会計審議会は1999年11月、財務報告公

開草案第20号を公表、2000年11月に「財務会計基準第17号(FRS17)退職給付」を公表した。同基準は、開示を中心に2001年6月以降に終了する会計年度から一部適用、本格適用は2003年6月以降に終了する会計年度から、とされた。

### (2) イギリス基準の特徴

財務報告基準第17号の内容は別稿に譲るとして、ここでは他の会計基準との比較を行なう。米国会計基準(FAS87)、国際会計基準(IAS19改定)および日本基準(「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」)の3つの基準と比較した場合、イギリスの新会計基準は、基本的な方向性は一致しているものの、いくつかの差異を見出すことができる。

#### ① 基礎率

基礎率の設定は事業主の判断に基づくが、イギリスの基準では、アクチュアリーに助言を求めることが明記されている。

#### ② 将来の給付改善

イギリスの場合、給付建て職域年金制度(あるいは適用除外制度)としての要件の中に、受給待期中および支給中における年金額の再評価がある



が、当然のこととして考慮することとなる。これ以外の給付改善による追加債務は過去勤務費用となるが、認識については、イギリスおよび国際会計基準は受給権が確定するまでの間に認識するのに対し、米国および日本基準は従業員の平均残存勤務年数にわたり認識することとされる。特にイギリスの場合、受給権は最長2年で賦与しなければならず、繰延べ認識の期間は短い。

### ③ 数理上損益

数理上損益の認識については、米国基準および国際会計基準が「回廊方式」を採用している。回廊として予測給付債務または制度資産の公正価値の大きい方の10%を設定し、数理上損益のうち回廊を上回る部分を一定期間で認識する。一方、イギリス基準は回廊を設けず、全額を即時認識することになる。ただし、損益勘定でなく総認識利得損失計算書での認識となる。

### ④ 年金費用の認識

イギリスの場合、勤務費用、利息費用、資産の期待収益、過去勤務費用(の当期認識額)、数理上損益(の当期認識額)の構成要素を、別々の科目に計上することが特徴的である。すなわち、勤務費用および過去勤務費用を損益勘定のうちの営業費用に、利息費用と資産の期待収益を損益勘定のうちの金融費用に、数理上損益を総認識利得損失計算書にて認識することになる。

### ⑤ 貸借対照表

貸借対照表では、予測給付債務(各種の未認識額があれば控除)から制度資産を差引いた額を計上することになる。米国基準は、累積給付債務(ABO)との関係で調整を要する。累積給付債務と制度資産(公正価値)との差額が上記の計上額を上回る場合、上回り額を追加最小負債として認識し、資産勘定に同額の「無形資産」を計上する。ただし、無形資産は未認識移行時差異と未認識過去勤務費用との合計額に制限されるため、無形資産の計上不足が発生する場合には、不足額を「その

他の包括利益」に計上する必要がある(不足額は数理上損益に起因するものとなる)。

一方、イギリス基準には米国基準のような処理はない。しかし、年金費用の認識で説明したとおり、年金費用のうち数理上損益以外の部分は損益勘定で、数理上損益は総認識利得損失計算書にて認識されることになり、未認識額がほとんど存在しないことが特徴的である。

### (3) 新基準への反響

新基準は、1999年11月に公表された財務報告公開草案第20号の段階から大きな議論を呼んだ。当時、2001年3月にまとめられた「イギリスにおける機関投資家」と題する報告書(いわゆるMyners報告)の検討過程においても、同基準は、イギリス資産の投資対象を特定分野に偏ったものとする元凶として、積立基準の1つである「最低積立要件」と並んで批判の対象とされた。

2000年以降のイギリスにおける年金資産の運用パフォーマンスの悪化も影響し、企業年金制度に対する戦略も見直しを余儀なくされた。見直しの1つの方向は、Mynersが懸念した資産運用方針の転換である。例えば、7万人の加入者を擁するBootsの企業年金(資産23億£)は、価格変動リスクを避けるために株式投資を引き揚げ、そのほとんどをトリプルA格の社債に切り替えた、とされる<sup>8)</sup>。同基準が割引率の設定基準として、「給付支払いまでの期間と同等な償還期間を持つ優良社債の利回り」を採用したことが影響している、と考えられる。この切り替えは、FTSEの株価指数で約6,000のときに行われ、FTSE指数はその後2001年9月に4,433.7にまで下落したので大変時宜を得た行動であった、との評価もある。現に、前述のFTSE100の企業の積立比率の分布において、最も比率が高いのは、同社であった。

もう1つの動きは、給与比例型の給付建て制度そのものを閉鎖する動きであり、冒頭に英国航空

の例で紹介したとおりである。給付建て制度から取り残された従業員は、拠出建て制度の適用を受ける、というパターンが多いようである。しかし、拠出建て制度への掛金率は、給付建て制度のそれと比較すると、かなり低い水準であることが指摘されており、これはある種の不当差別であると指摘する向きもある<sup>9)</sup>。

#### (4) IAS19との調和とFRS17への批判

欧州連合は、上場企業に対して2005年1月1日以降にはじまる会計年度から国際会計基準に基づく財務諸表の作成を義務付ける法律を可決した。イギリスは、国際会計基準を2005年に採用することを公約しているため、国際会計基準とイギリス会計基準との調和が必要となる。調和が実現していない段階でのFRS17の拙速な早期適用を避けるため、イギリス会計基準審議会は、2005年1月1日までFRS17の本格適用を延期することを決定した。

国際会計基準は現在、多数の国の証券取引所において一定の条件下で受け入れられているが、1998年に改定された従業員給付に関する国際会計基準（IAS19）では、若干の相違はあるものの米国の財務会計基準書87号と同様の考え方が採用された。2005年よりEU諸国がIASを採用するため、改訂作業が行われ、IAS19号に関しても、特に英国会計基準との調和を図る観点から2004年12月、改訂が承認された。新基準によると、数理計算上の差異を損益計算書を通さずに、「認識済損益計算書」にて即時認識するオプションが追加されている。

一方、FRS17公表後の企業の反応に対するメディアの論調は、FRS17によってイギリスの伝統的な給与比例の給付建て制度が減少していくことに懸念を示すものが多い。最近では2004年11月、全国年金基金協会が、年金の会計に関する政策提言書を公表している<sup>10)</sup>。この提言書の注目すべき

点は、現在の基準にとられることなく、将来の会計基準のあり方を議論している点である。提言のポイントは2点ある。

第1点は、「我々の提案どおり、予測給付債務（PBO）を長期の割引率を用いて評価した追加的情報開示を提供する改良によって、投資家は累積給付債務（ABO）の評価に特有の変動性にとらわれることなく、財務報告書から判断することが可能となるであろう」として安定的な割引率による追加情報を提案していることである。

第2点は、「将来の昇給によってもたらされる債務の加算は、実際に昇給するまで認識すべきでない債務であると信じる」との指摘により、いわゆるPBOを否定していることである。一方、割引率は無リスク金利であることが論理的である、としている。

退職給付会計上の評価は市場アプローチを取らざるを得ないとする一方で、会計の世界ではスタンダードとされるPBOという概念に疑問を投げかけている点は、評価できる<sup>11)</sup>。

## IV 政府による年金政策

### 1. 制度終了基準の見直し

2003年6月、政府は職域年金制度の改革の第一歩として、給付建て制度を終了する事業主は制度受託者から、給付を保護するために保険会社から購入する保険のコストを全額請求される、という加入者保護の強化を含む基準を公表し、適用を開始した。従来は、積立金が最低積立要件という債務を上回っていれば、制度の終了は可能であった。しかし、最低積立要件は債務評価上の割引率の一部を株式の期待リターンとするなど、制度終了の際の債務基準としては不十分なものであった。このため、終了時に分配される資産はそれまでの約束である年金の給付原資には及ばず、結果として労働者の年金が削減されることになる。

保険購入コストは一般的に会計基準に基づく債務を上回るとされ、従来は最低積立要件をクリアしていれば終了が認められていたことと比較すると、制度終了がしにくくなる効果を発揮している、と考えられる。例えば前出の Lane Clark & Peacock の推計によれば、FTSE100の企業の会計基準に基づく積立不足は2004年7月時点で420億£である一方、同時点の保険購入コストに対する不足額は1,250億£を超える、とされる。

## 2. 2004年年金法

2004年2月に公表された年金改革案は、同年11月18日、女王の裁可を得て2004年年金法となった。議会の審議過程で多くの修正が施され、ボリュームは倍増したとされる。この法律は、2005年4月6日から順次施行される。

### (1) 主な項目

- 年金保護基金の導入：積立不足の年金制度の加入者に一定の最低給付を保証する。
- 財政支援制度の創設：年金保護基金の業務開始(2005年4月予定)前に既に制度終了処理を開始している積立不足の年金制度の加入者に一定の財政支援を提供する。
- 公的年金の支給開始年齢を繰延べる選択肢を設ける。
- 最低積立要件を制度固有の積立基準に置き換える。
- 2005年4月以降発生する年金にかかる増額のために使用する上限付物価スライドの上限を従来の5%から2.5%に低下させる。また、拠出建て年金、適格個人年金・ステークホルダー年金のスライド要件を廃止する。
- 制度受託者が年金法規制、信託法、および自身の年金制度に関する最低水準の知識を持つことの法的義務を導入する。また、制度受託者の委員のうち少なくとも1/3(将来的に1/2に引上げ

ることも可能)は加入者選出の委員とする。制度変更にあたり事業主に対して従業員からの意見聴取を義務付ける。

- 引退のための年金および貯蓄に関する財務的情報の利用可能性を拡充する。
- 職域年金監督機構を早期対応とリスクに着目した年金規制機関に置き換える。
- 制度受託者の同意に基づき、数理的等価の確保を前提に、既発生の支給形態を変更可能とする。
- 事業移転の際、新事業主に対して元の事業主の制度の加入者である従業員に将来の年金権を提供することを義務付ける。

以下、個別項目について解説する。

### (2) 年金保護基金および財政支援制度

年金保護基金は、支払不能になったかその危険性が高い事業主が提供する、積立不足制度の加入者のために最低水準の給付(「補償」)を提供することを目的とし、給付建ての要素がある制度のみが含まれる。なお、従来「年金補償委員会」が担っていた、詐欺・横領による年金資産の毀損に対する補償制度(給付建て、拠出建ての双方に適用)の機能も、同基金に引き継がれる。

#### ① 年金保護基金の保証

年金保護基金は、通常年金年齢(NPA)に到達した加入者および健康を理由に評定日以前に早期に引退した加入者に、受給を繰延べられていても、同日以降100%の年金受給を保証する。他のすべての加入者は、発生年金給付(法律に基づいて計算される)の90%をNPAから支給される。加入者は、制度規定にかかわらず、補償の価値の25%を一時金で受け取ることが認められる。

年金保護基金からの支給開始後、年金は2.5%と小売物価指数のいずれか小さい方で増加する。制度規定における権利にかかわらず、増加は1997年4月5日より後の年金計算上の勤務に対してのみ

適用される。従って、古い時期の勤務に対応する年金は増額されず、年金のスライド部分の補償は限定的なものとなる。据置年金(および通常年金年齢未満の現役加入者の年金)は、評定日から通常年金年齢までの間、小売物価指数(上限5%)に同調して再評価される。

## ② 年金補償の上限

通常年金年齢に達していない加入者に対する90%の制限に加えて、補填されると定義される給付額には上限が設定される。この金額は、所得に同調して増額され、同一事業主のすべての制度からの給付の合計に対して適用される。通常引退年齢である65歳に対する上限は、当初25,000£である。同制度の検討当初の40,000£からは低下したが、妥当な水準と評価する向きが多い。年金保護基金に対して多額の補償請求が発生した場合、基金理事会はスライド率や再評価率を変更する権限を持つ。極端な状況では、国務大臣は補償額を減額することができる。

## ③ 年金保護徴収金

年金保護基金の当初の費用は、初年度に適用される「1回限りの」定額徴収金により、賄われ、徴収金の規模は、年間1.5億£とされている。以降の会計年度に関しては、費用は定額およびリスク基準の組み合わせによる徴収金により賄われ、年間3億£の規模が想定されている。徴収金は、一部の新制度に対する免除規定を除き、すべての給付建て制度の受託者または管理者に課される。法案では、費用のうち少なくとも50%はリスク基準の徴収金により賄われるとされていたが、議会においてリスク基準の徴収金の比率が最低80%に改訂された。

定額の徴収金は、受給待期者や年金受給者も賦課対象とするため、成熟度の高い制度の負担は重く、救済策が必要との意見もある。リスク基準徴収金は、制度の積立状況を反映する。事業主が破産する可能性、制度の投資戦略に関連す

るリスク(ミスマッチ・リスク)、および定義される可能性のあるその他の「要素」が考慮される可能性もある。

## ④ 年金保護基金の適用方法

年金保護基金理事会は、制度が以下の「保護債務」を補償するための資産が不十分であることを確認しなければならない。

- 年金保護基金の保証
- 制度の債務(給付以外)
- 制度終了にかかる見積み費用

年金保護基金は、例えば事業主が債務を基金に押付けようと画策しているとみなした場合、受入を拒否することができる。理事会が制度資産は保護債務を賄うに足ると判断した場合、理事会が本件を何時如何なる方法で進めるか指示でき、受託者は制度を終了させる義務を負う。

## ⑤ 財政支援制度

政府が年金保護基金の導入を表明した際に問題となったのは、企業の支払不能に伴って既に終了してしまった年金制度の元加入者への補償問題である。政府は年金法案の追加措置として、財政支援制度の導入を決めた。数々の追加・修整のうち最も注目される施策であるが、産業界の反発は強い<sup>12)</sup>。支援制度の詳細は、執筆時点で確認できておらず、政府の予算規模(今後20年にわたる4億£の支出)のみが決まっている。

給付建て制度の制度終了に伴うこれらの保険・補償措置は、米国が企業年金の普及局面で導入したのに対し、イギリスは給付建て制度の終了・閉鎖・凍結による減少局面で導入するため、その運営を疑問視する向きもある<sup>13)</sup>。

## (3) 公的年金の支給開始年齢の選択

基礎年金、付加年金(公的所得比例年金および公的2年金)は65歳支給開始(女性は60歳から65歳に段階的に引上げられる)であるが、支給開始を繰延べる選択ができるようになる。繰延べを

選択した場合、1年あたり7.5%（2010年からは10.4%）増額される。また、支給開始時に増額部分の原資を一時金として受け取ることも可能である。この施策は、政府が計画している定年制の廃止（事業主が客観的正当性を示せない限り定年を違法とする）に呼応するものでもある。

#### （4） 積立基準の変更

最低積立要件は、1995年年金法によって導入された積立基準であるが、適用開始当初の1997年より、主に2つの問題が指摘されていた。1つは、積立基準を達成している制度が終了した場合、それまでに約束していた給付を満額受け取ることができなくなる可能性が高いことである。もう1つは、投資行動を歪める、というものである。2001年3月に公表されたMyners報告では、このような基準を一旦作成してしまうと、これに基づく資産運用が実施され、結果として上場株式や債券等以外の投資対象に資金が流れなくなってしまうとの批判がなされていた<sup>14)</sup>。

法律は制度受託者に、積立戦略や積立不足の是正方法を規定した積立方針書の作成を義務付けている。積立方針書は、投資方針書を補完するものと位置付けられている。この程公表された公開草案は、積立方針書において「法定積立目標」をクリアするための積立計画の策定を要求している。法定積立目標は「発生給付積立方式」において算出することとされており、複数ある発生給付積立方式からの選択、基礎率の設定基準等は、いくつかの論点が列挙されているものの、制度アクチュアリーへの助言に基づき、制度受託者または管理者が決定することとされている。定期的な数理評価は、積立方針書に基づいて実施される。これに伴って、最低積立要件は廃止される。また、制度加入者への情報提供を強化し、制度受託者と制度提供事業主との間の交渉における年金監督機関の仲裁機能を強化する。

#### （5） 上限付物価スライド

年金に関する上限付物価スライド要件における上限を、2005年4月以降の年金計算上の勤務期間に帰属する給付について、5%から2.5%に引き下げることを可能としている。また、拠出建て年金、適格個人年金・ステークホルダー年金のスライド要件を廃止する。このことにより、高齢者が選択できる個人年金商品選択肢が拡大するとしている。

#### （6） 受託者の見識と義務

法律は職域年金制度の受託者に、信託証書および規則、投資および積立原則の方針書、および制度管理政策に関連するその他の書類に通じていることを課している。受託者は、義務の遂行を可能とするため、年金および信託法、積立や投資に関する問題のような、特定の問題に対する十分な見識と理解力を具備しなければならない。

この法令上の義務に適合しないことに対して受託者への罰則はないものの、法案が非現実的に高い基準を設定し、受託者の構成員に受託者の地位としての義務を負うことを阻止することにならないか、との懸念もある。

#### （7） 引退の計画

雇用年金省の最近の報告書「勤労と貯蓄のための簡素化、保障、そして選択」を引き継いで、法律は政府に個人が利用可能な金融情報を充実させる幅広い権限を与えている。

- 政府が個人に、現在の貯蓄額と引退生活の必要額との不足を認識し不足を解消するための選択肢の概要を説明するため、インターネットベースの引退計画機能を提供することを可能としている。
- 事業主が従業員に引退のための年金および貯蓄に関する情報および助言へのアクセスを提供することを強制することが可能となる。政府は、この要件の実施の是非および方法を検討するた

め、さまざまな予備実験の実施を予定している。

- 政府は、制度が自主的に「統合年金予測」(公的および私的年金給付の発生額の詳細を記述)を提供することが必要となれば、これを強制することができる。

上記の予備実験は既に実施されており、政府は「統合年金予測」作成のため、事業主に対して従業員の公的年金部分の給付計算書を無償で提供する計画である。

### (8) 年金監督機関

新たに設置される年金監督機関は、職域年金監督機構の既存の権限に、以下の追加的な権限を与えることを想定している。

- 加入者の利益のために制度を終了するか決定するまでの間、給付建て制度を「凍結」できる。
- 機関が制度の法令上遵守の不履行に責任を負うと考える個人に「改善通告」または「第三者通告」を公表できる。
- 破産した事業主が資産を真の価値よりも低い価格で処分し、資産処分がなければ事業主の債務返済に充てられる場合、機関は裁判所に当該取引の取消しを申し出ることが出来る。
- 受託者と事業主が合意できない場合に、「拠出計画」を課したり、制度の将来の給付発生を変更することが出来る。

### (9) 95年年金法第67条の改正

制度の簡素化という点では、本項目の効果が期待される。1995年年金法第67条の主旨は、「それまでに獲得した加入者の年金権は、当該加入者の同意無しに変更することができない」というものである。今回の改正により、この要件に加えて、変更後の給付条件が変更前と比べて数理的に等価であれば変更可能とされた。これには、制度受託者の承認を必要とするなど、一定の保護が措置されているほか、給付建てから拠出建てへの変更は認

められていない。前述の複雑なルールに基づくスライドのある年金を、数理的に等価で簡素な年金に置き換えることで、管理コストを抑えることが期待される。

### 3. 年金税制の改革

年金税制の簡素化については、現在のところ2004年3月の予算報告において、英国政府は提案した年金税制改革は2006年4月から導入することを確認している。このため事業主は、自社の年金制度および特に高給従業員にとって税制改革の影響を検討しておくことが重要とされる。

現在の年金税制は、年金の種類や適用時期によって大きく8種類の基準が適用される複雑なものとなっている。新たに導入される基準が、従来の年金の種類ごとに適用されていた掛金または給付に対する上限規制を廃止し、2つの単純な上限により一律に管理することを提案しているため、肯定的に受け入れられている。

1つは、生涯の上限額であり、2006会計年度は150万£とされる予定である。年間の上限額は、2006年度は年間収入の100%まででかつ21.5万£以下とされる。上限額は小売物価上昇率に連動して増加するのではなく、5年ごとに見直すこととされている。当初5年間、2010年までは、生涯の上限は180万£まで、年間の上限は25.5万£まで増加することとされている。拠出建て制度の場合は掛金額そのもの、給付建て制度の場合は年間の給付増加額を評価した額が適用される。また、積立額の25%を一時金として非課税で受取ることができる。

## V 日本への示唆

最後に、イギリスの年金制度改革について、日本が考慮すべき点を、筆者なりに簡単にまとめておきたい。まずは、年金保護基金および財政支援

制度の導入であろう。本制度の導入まで、イギリスの企業年金は、適用除外をとおして公的年金の一翼を担っていることが多いにもかかわらず、提供企業の破産による制度終了の際、積立不足であった場合に加入者への救済措置が講じられていなかった。制度導入によって、一定程度の保証が実現されることは意義深いことである。

特に、財政支援制度は、給付対象を給付建て制度の元加入者に限定した税金投入である。税の衡平性の観点から問題を指摘されそうな施策であるが、これも企業年金の多くが公的年金の一部を担っている、という認識ゆえの対処かもしれない。

年金保護基金に関しては、制度発足後の運営が課題となってくる。定額の徴収金は、年金受給者も含む加入者数を基準の1つとして算出されるため、成熟した制度にとっては、これだけでも重い負担になる。加えて、新規採用者に対して閉鎖された制度が多いため、今後の定額徴収金は減少が予想される。加入者数の規模が縮小していくと、相対的にリスク基準の徴収金を含む徴収金の負担が増加し、給付建て制度の維持にマイナスとなる。同制度の適用第1号の候補として、先日破産した自動車メーカーのローバーが挙げられており、現在は最低1年とされる年金保護基金による査定期間に入っているとされる。制度発足後の同基金の運営も引続き注目する必要がある。

とはいえ、イギリス政府は支払保証制度である年金保護基金の導入を決定した。日本の経済界は、モラルハザードの観点から一貫して支払保証制度の導入に強く反対している。2000年以降の運用環境の悪化と退職給付会計基準の導入により、多くの企業年金が廃止され、厚生年金基金におけるごく一部の給付を除けば、元加入者は約束した給付を受け取れないまま放置されている。イギリスが検討したように、支払保証制度の導入を前提とした場合、モラルハザードは徴収金の設定方法如何で相当程度軽減されるかも知れない。

次に、給付建て制度の積立基準のあり方である。イギリスの基準は、日本や米国が使用しているような、継続基準と非継続基準の2つの基準による積立とは異なる積立計画を採用した。運営の中心に制度受託者を据え、制度受託者の判断のもとに積立方針書を策定して、これをもとに提供企業と掛金の拠出を交渉する、という構図を採用した。制度受託者の積立計画を支援するものは、徹底した情報開示と、年金監督機関による制度受託者と提供事業主との仲裁機能と考えられる。

会計基準や年金保護基金の基準による債務評価が意識されるため、実質的にはあまり違いがないかもしれないが、徹底した開示による積立規律の確保というアプローチも検討に値するかもしれない。

第三に、個人の引退計画策定のサポートである。日本では平成16年の年金改革により、公的年金に関して個人への年金情報の提供が徐々に拡大されることとなった。個人の年金情報の提供は、引退計画を策定するうえで、また年金制度の関心を高めるうえで非常に重要である。イギリスは、引退計画策定のための教育に注力し、必要とあらば政府が企業年金の情報を個人に提供することを義務付けることができるようにした。日本においても、このような施策が期待される。

最後に、企業年金の義務化の問題である。2004年年金法は、企業年金の加入者を保護するという点で、大きな前進であったと評価できる。しかし、これらの諸施策ゆえに提供企業の負担感が、制度の設立・維持のインセンティブを損ねることが懸念される。社会経済の変化により公的年金がスリム化されるとき、企業年金を中心とした私的年金の補完機能に期待が高まるが、現実には、設立が任意の私的年金は公的年金以上に減退する。そこで、企業年金の義務化の是非が議論されるわけであるが、イギリス労働組合会議(TUC)は強く主張している。いずれにしても、「国家」と「個人」

との中間的存在である「職域」は、年金制度を提供する上で極めて効率的な基盤であるだけに、有効に活用される施策が期待される<sup>15)</sup>。

## 注

- 1) 本稿は、清家篤・府川哲夫編(2005)「先進5カ国の年金改革と日本」丸善プラネット、における拙稿「第8章：イギリスの職域年金制度」を加筆・修整したものである。
- 2) <http://www.opra.co.uk/mediaAndPublications/publications/PensionSchUK/Pen-01.asp>
- 3) “BA closes final salary pension scheme to new staff”, *Financial Times*; May 11, 2002
- 4) この調査は、無作為に選んだ336の制度(合計180万人の従業員をカバー)に対して2002年8月および9月に実施したもので、このうち208の制度が2003年2月に実施したフォローアップ調査に回答している、とされている。
- 5) もっとも、最近では2003年の運用パフォーマンスの回復や給付建て制度の意義を再確認して、いったん閉鎖した給付建て制度の適用範囲に新入社員を含むように戻す事例も報告されている。
- 6) 後述の2004年年金法による。
- 7) 有森美木 2001「イギリスにおける離婚と年金一年金分割制度の紹介」日興フィナンシャル・インテリジェンス 年金レビュー 2001年11月号、による。
- 8) 最近では、この方針は若干修正が加えられたようで、2003年度の決算リリースの際に、年金積立金の一部(15%程度)を債券以外に投資する方向変更が発表されている。
- 9) “DB closures could have ageism implications”, October 2, 2003, IPE International Publishers Limited
- 10) NAPF Policy Paper. “Accounting for Pensions—Pensions accounting in financial statements prepared under International Financial Reporting Standards—”
- 11) そもそもPBOという債務評価は、米国の伝統的な給付建て制度にのみ適合しており、技術的にも論理的にも脆弱性がある。米国自身がキャッシュバランス制度における債務評価基準の議論の混迷により、このことを証明している。
- 12) “Chorus of disapproval for pensions bill”, *The Financial Times*, November 19, 2004
- 13) 例えば、1988年に自動車部品製造の米国Federal Mogul社に買収されたTurner & Newall社の年金制度は、親会社の破産法適用に伴ない、終了を余儀なくされている。同社だけでも年金保護基金ベース積立不足は5億£に達していると考え、これらの制度はスタートから重大な財政問題を抱えることになる、とされる。“UK’s PPF could face huge hit if T&N winds up”, *Investment & Pensions Europe*, November 19, 2004
- 14) 最低積立要件にもとづく債務の評価における割引率は、ギルト債、インフレリンクギルト債、および上場株式の収益率をもとにして設定されるため、これらに投資することにより積立水準の変動リスクを回避する投資行動を誘発する、とされる。
- 15) 2004年12月には、Employer Task Force on Pensionsから雇用年金相宛に報告書が提出されている。ここでは、任意設立原則は当面維持するものの、10-15%程度の掛金率での私的年金への拠出義務化の議論もなされている。

## 参考文献

- “Second Tier Pension Provision 1978/79 to 2000/01”, Department for Work and Pensions, December 15, 2003
- “OCCUPATIONAL PENSIONS 2003 Pensions Reform: too little, too late?”, Association of Consulting Actuaries, March 2003
- “Occupational pension schemes 2000 Eleventh survey by the Government Actuary”, GAD, April 2003
- “Accounting For Pensions UK and Europe Annual Survey 2004”, Lane Clark & Peacock LLP, August 2004
- NAPF Policy Paper. “Accounting for Pensions—Pensions accounting in financial statements prepared under International Financial Reporting Standards—”
- 有森美木 2001「イギリスにおける離婚と年金一年金分割制度の紹介」日興フィナンシャル・インテリジェンス 年金レビュー 2001年11月号
- 小野正昭 2001「イギリスの年金制度改革」みずほ年金レポート No. 22～26
- (おの・まさあき  
みずほ年金研究所年金研究部部长・主席研究員)